

□ 発行/新潟県西蒲原郡西川町役場 □ 編集/総務課 □ 毎月10日・25日発行



西川町長ご逝去

病氣療養中の西川町長佐藤士農夫殿が、3月21日午前3時45分永眠され、23日午前11時から、自宅葬が行われました。

ここに町長のご逝去を悼み、心からご冥福をお祈りいたします。

故西川町長

佐藤士農夫殿

告別式(謹告)

すでにご承知のことと存じますが、西川町長佐藤士農夫殿病氣療養中のところ、去る二十一日午前三時四十五分永眠されました。

町では、次のとおり告別式(町葬)を執り行います。

広く町民の皆様もご参式くださって、故町長の業績を讃(たた)え、お別れしていただければ幸甚に存じます。

記

日時 昭和五十八年三月三十一日(木) 午前十時
式場 曾根小学校体育館

町葬当日(三月三十一日)は、住民課(戸籍、住民、印鑑関係事務)、収入役室事務以外は休務させていただきます。

町長選挙
町議会議員選挙
町議会欠選

4月24日(日)に行われる予定です

四月十日は「県議会議員選挙」

棄権することなく みんなで投票しましょう

新潟県議会議員一般選挙は、三月二十九日に告示され、四月十日に投票が行われます。わたしたちの代表として県政を担当する人を選ぶ大切な選挙ですから、投票日には近所さそいあわせてみんなで投票しましょう。



○投票の日時
四月十日午前七時から午後六時まで

○投票できる人
※昭和三十八年四月十一日までに生まれた人で、昭和五十八年三月二十七日現在も西川町に引き続いて住所を有している人
※昭和三十八年四月十一日までに生まれた人で、昭和五十七年十二月二十七日までに西川町に転入届けを出して、昭和五十八年三月二十七日現在も西川町に引き続いて住所を有している人

○投票できない人
※県外へ転出した人

○県内で住所を移した人
※法律により選挙権が停止されている人
一、西川町の選挙人名簿に登録されている人で、昭和五十七年十二月十日以降に西川町から県内の他の市町村に転出した人は、現在住んでいる市町村から居住中の証明書をもらって投票に来てください。
二、県内の他の市町村の選挙人名簿に登録されている人で、昭和五十七年十二月二十八日以降に西川町に転入届けを出され現在も西川町に住んでいる人は、役場住民課で証明書を発行しますので、それをもらって

明るい選挙啓発標語

明るい選挙で 住みよい郷土

西川町明るい選挙推進協議会
西川町選挙管理委員会

登録されている住所地の投票所へ投票に行ってください。

○町内で住所を移した人
三月二十七日までに転居届をした人は、新住所地の投票所で投票できます。
なお、三月二十八日以降に転居届をした人は、旧住所地の投票所で投票することになります。

○投票所の場所
あなたの投票を行っていた投票所は、三月二十九日ごろお配りする投票所入場券に記載

されています。

○不在者投票
投票日に、仕事ややむを得ない旅行等予定し、決められた時間内に投票所に行けて投票できない人は、事前に不在者投票ができます。
※不在者投票のできる人は、西川町内の区域外で職務または業務に従事中等の者。

一、やむを得ない用務や事故のため、西川町の区域外の市町村へ旅行中また

は滞在中であるべき者。
三、病氣、ケガ、妊娠、身体障害もしくはお産のため、歩くことが著しく困難であると予想できる者。

※不在者投票のできる期間
三月二十九日(火)から四月九日(土)の毎日午前八時三十分から午後五時まで(土曜・日曜でもできます。)

※不在者投票の場所および手続き
役場二階選挙事務室で受け付けます。手続きに必要な用紙類は選挙管理委員会へ備えて

ありますので、印鑑と入場券(届いていない場合不要)を持っておいでください。
※病氣、ケガ、お産等で入院中の人は、その病院が不在者投票指定病院になっていれば、その病院において投票することができますので、病院に申し出てください。

○郵便による不在者投票
身体に重度の障害のある人は、自宅等で投票のできる制度があります。(詳しいことは、別掲掲げている記事をご覧ください。選挙管理委員会へお問い合わせください。)

なお、これらの人の投票用紙等の請求は、四月六日(水)で締め切られますので、早めに請求してください。

※郵便による不在者投票は、「郵便投票証明書」が必要ですが、この証明書の有効期間は交付の日から四箇年です。現在交付を受けている人は、有効期間が過ぎているか確認してください。

○代理投票
投票したくとも、手をケガしたり、もともと字が書けない等の理由で、投票所へ行っても候補者の名前を自分で書けない人

は代理投票ができます。
代理投票の手続きは、投票所へおいでになって、係員に「代理投票をしたい」とお申し出になれば、係員が代わって他の係員の立ち会いのうえで書いてあげます。
なお、係員は投票の内容を他にもらすようなことは絶対にありませんから、安心して申し出てください。

○選挙人名簿の縦覧
今回の選挙時登録で新しく登録される方の選挙人名簿を三月二十九日(火)から四月二日(土)までの五日間、毎日午前八時三十分から午後五時まで、役場総務課において縦覧いたします。

○開票の場所および開始時間
※場所 西川町役場議場
※開始時間 午後七時三十分

○立会演説会
四月七日(木)午後七時から
曾根小学校体育館において開催されます。

○選挙の問い合わせ
選挙についての問い合わせは、役場内の選挙管理委員会(T.E.L.三二二一)へお願いします。

| 投票区 | 投票所 | 投票区の区域 |
|-------|---------|--|
| 第1投票区 | 鑑郷保育園 | 通称 楨島・西汰上・中島・下山・川崎・平野・川崎団地 |
| 第2投票区 | 西川町役場分館 | 通称 押付・矢島・天竺堂・真田・藤見町・旗屋・松崎・学校町・水道町・新栄町 |
| 第3投票区 | 西川町役場 | 通称 樋(第1区~第3区)・一番町・二番町・三番町・四番町・五番町・六番町・七番町・八番町・九番町・東町・朝日町・千隈町・大正通・六分・見帯・善光寺・桑山・新川 |
| 第4投票区 | 升潟小学校 | 通称 上組・中作・中村・三ツ屋・下組・新田・大潟・浦村・大関 |
| 第5投票区 | 貝柄事務所 | 通称 升岡・川西・与兵衛野・堀上・貝柄・三角野 |



子どもを 交通事故から 守りましょう

春四月、新入学や新入園のかわい子が、新しいランドセルやバックを身につけて元気に通学、通園する姿が目につくシーズンです。残念なことに、昨年一年間に県内に十四人の子どもの交通事故の犠牲になり、幼児と園児が大部分を占めています。雪が消え、こどもの行動範囲が広くなり、とび出しや路上遊戯による子どもの交通事故が多発する時期となります。

●ドライバーは●
○子どもやお年寄りのそばを通るときはスピードは控え目に、間隔は十分にとってください。
○子どもは車が好きで、車や物かけで遊びたがります。車を動かすときは、そばに子どもがいなにか長く確かめてください。
○子どもとび出しには常に注意して下さい。またいろいろな交通規制がありますので、標識や標示に注意して子どもの安全を守ってやりましょう。

●家庭では●
○子どもの事故のほとんどが帰宅後に起きています。子どもの遊び場所は安全な場所を選んでやり、道路や交通量の多い道路の付近では遊ばないようにしましょう。また、お子さんと一緒に外出した時は、安全教育の良い機会です。から実地教育に心がけ、お子さんの手本になり、横断歩道の渡り方

や、信号の見方などを指導してやりましょう。

●一般歩行者は●
○子どもは大人のまねをしたがるものですから、大人が交通ルールを正しく守り、子どもの手本になることが大切です。また危ない歩行や遊びをしている子ども、横断できなくて困っている子どもを見かけたら声をかけるとか、手を引くなどして安全を守ってやりましょう。

●新入学(園) 児童の交通安全防止運動
4月10日(日)～4月13日(水)
4月4日(月)から十日間、新入学(園)児童の交通安全防止運動が行われます。

●新入学(園)を心待ちにしている子どもたちが胸を弾ませて学校、幼稚園、保育所、街へと出ていきます。

●新しい交通環境に入った子どもたちを交通事故から守ってやりましょう。

●行楽シーズンの交通安全防止
4月～5月
ゴールデンウィークを中心に家族や職場の仲間同志でマイカーを利用しての遠出がふえます。これに加え、行楽という精神的解放感から思わぬ大事故を起こすおそれがあります。



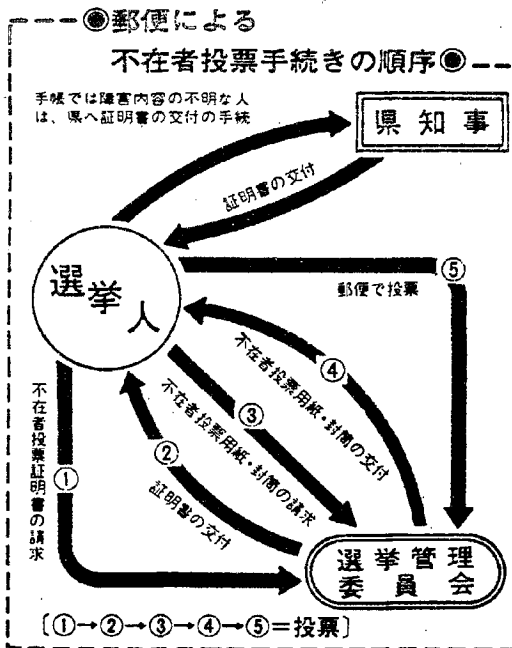
楽しい行楽、事故で悔いを残さないように次の注意が必要です。

(計画と準備)
○旅行のスケジュールは、余裕を持たせる。
○車の点検・整備は十分にしておく。
○出かける前日や旅先では、たっぷり休養をとる。
●ドライバーは●
○無理な追い越し、スピードの出しすぎはしない。
○疲れたらすぐ休憩をとる。
○シートベルトは必ずつける。
○ドライブレインでの飲酒や宿の深酒は絶対にやめる。
○子どもは安全教育の場に活用しよう。

●同乗する人は●
○交差点、踏切の通過時やバックの際には安全確認の手助けを。
○シートベルトはすすんでつける。
○居眠りせず、運転者に適度に話しかける。

重度身体障害者のために 『郵便による不在者投票制度』 があります!!

| 手帳の種類 | 障害の種類 | 障害の程度 |
|------------------|------------------|----------|
| 両下肢も幹の障害 | 両下肢も幹の障害 | 一級もしくは二級 |
| 心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害 | 心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害 | 一級もしくは二級 |
| 特別項症から第三項まで | 特別項症から第二項まで | 一級もしくは二級 |



身体に重度の障害のある人は「郵便による不在者投票」ができることになっていきますので、この制度のあらましをお知らせします。この制度にあてはまる方は、早目に手続きをし、たいせつな一票をムダにしないで投票に参加してください。

●郵便による不在者投票ができる人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けた人で、別表に該当する選挙人です。

●郵便による不在者投票の手続きの順序●

手帳では障害内容の不明な人は、県へ証明書の交付の手続きをします。

① 選挙管理委員会へ不在者投票の請求
② 選挙管理委員会から不在者投票証明書の交付
③ 不在者投票証明書の交付を受けた選挙人は、事前に「郵便投票証明書」の交付を受けていなければなりません。
④ 不在者投票用紙・封筒の請求
⑤ 不在者投票用紙・封筒の交付
⑥ 郵便による不在者投票

●投票する前に郵便投票証明書が必要●

「郵便投票証明書」の交付を受けるには、所定の申請書に本人が署名し、前記の手帳または知事からでない人は、知事から表にかける障害と同程度の障害であると認められ、書面による証明を受けたときに投票ができることとなります。

●投票手続きのあらまし●

① 投票用紙および投票用封筒の請求
郵便による不在者投票ができる選挙人は、選挙の日の四日前までに所定の請求書に本人が署名して、町の選挙管理委員会委員長へ投票用紙および投票用封筒を請求することになります。

② 投票用紙および投票用封筒の交付
選挙管理委員会は、投票用紙および投票用封筒の請求を受けたときに、所定の審査をし、郵便による不在者投票をすることができると認められたときは、直ちに投票用紙および投票用封筒を郵便により交付します。

③ 投票
投票用紙および投票用封筒の交付を受けた選挙人は、その現住する場所で、投票用紙に自ら候補者を記入し、投票用紙に記入した候補者の氏名を記載し、これを投票用紙に入れて封をし、封筒の表面に所要の記載をともに自ら署名をしてください。これを更に他の適当な封筒に入れ封をしたうえ、投票が在中の旨を明記し、早目に町の選挙管理委員会委員長に郵便で送付してください。

●証明書の請求は使者または郵便で●

郵便投票証明書の交付申請および投票用紙等の交付請求は、使者または郵便のどちらでもよいことになっていきます。

ただし、提出する書類の署名は必ず本人が行うことになっていきますので、ご留意ください。

なお、選挙管理委員会はこれらの書類をすべて本人あてに郵送することになっていきます。

●所定の様式は町選管で準備●

様式は町の選挙管理委員会準備してあります。その他郵便による不在者投票に関することは、町の選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

なお、手帳の記載では内容が明らかでない人は、知事から表にかける障害と同程度の障害であると認められ、書面による証明を受けたときに投票ができることとなります。

●投票する前に郵便投票証明書が必要●

「郵便投票証明書」の交付を受けるには、所定の申請書に本人が署名し、前記の手帳または知事からでない人は、知事から表にかける障害と同程度の障害であると認められ、書面による証明を受けたときに投票ができることとなります。

●投票手続きのあらまし●

① 投票用紙および投票用封筒の請求
郵便による不在者投票ができる選挙人は、選挙の日の四日前までに所定の請求書に本人が署名して、町の選挙管理委員会委員長へ投票用紙および投票用封筒を請求することになります。

② 投票用紙および投票用封筒の交付
選挙管理委員会は、投票用紙および投票用封筒の請求を受けたときに、所定の審査をし、郵便による不在者投票をすることができると認められたときは、直ちに投票用紙および投票用封筒を郵便により交付します。

③ 投票
投票用紙および投票用封筒の交付を受けた選挙人は、その現住する場所で、投票用紙に自ら候補者を記入し、投票用紙に記入した候補者の氏名を記載し、これを投票用紙に入れて封をし、封筒の表面に所要の記載をともに自ら署名をしてください。これを更に他の適当な封筒に入れ封をしたうえ、投票が在中の旨を明記し、早目に町の選挙管理委員会委員長に郵便で送付してください。

●証明書の請求は使者または郵便で●

郵便投票証明書の交付申請および投票用紙等の交付請求は、使者または郵便のどちらでもよいことになっていきます。

ただし、提出する書類の署名は必ず本人が行うことになっていきますので、ご留意ください。

なお、選挙管理委員会はこれらの書類をすべて本人あてに郵送することになっていきます。

●所定の様式は町選管で準備●

様式は町の選挙管理委員会準備してあります。その他郵便による不在者投票に関することは、町の選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

春の全国

火災予防運動

◇四月一日〜七日まで

「火の用心 目で用心」

〇寝たばこの防止
たばこが原因による出火は、火災のトップです。寝たばこやたばこの投げ捨てはやめましょう。特に酒に酔っている時は注意しましょう。

昭和五十七年十一月末日までの火災概況をみると、火災件数は五万五千八百八十八件で前年同期と比べ一千四百九十九件の増加となったが、放火自殺者を除いた火災による死者は九百八十八人で前年同期と比べ百四十人の減少となっている。しかし、例年身体不自由者、幼児、老人等の身体的弱者が多くを占めている逃げ遅れによる犠牲者は、放火自殺者を除いた火災による死者の六十四%（六百三十一人）に達し、依然として自力避難困難者が犠牲者となる傾向が続いています。

〇寝る前や外出する時、もう一度火の点検を
就寝中の火災は、死傷者を伴うおそれがあり、外出中の火災は、発見が遅れるために大火になりやすくなりますので、寝る前に、戸じまり、火の元、ガスの元コックの点検を忘れずに……。

〇期間中毎日午後七時に、大サイレン吹鳴と警鐘点打を実施しますのでご注意ください。
(消防本部)

このような状況を鑑みて、身体不自由者、老人や子供は万一に備えて、避難に便利な部屋に寝かしましょう。

〇寝たばこの防止
たばこが原因による出火は、火災のトップです。寝たばこやたばこの投げ捨てはやめましょう。特に酒に酔っている時は注意しましょう。

〇寝る前や外出する時、もう一度火の点検を
就寝中の火災は、死傷者を伴うおそれがあり、外出中の火災は、発見が遅れるために大火になりやすくなりますので、寝る前に、戸じまり、火の元、ガスの元コックの点検を忘れずに……。

〇期間中毎日午後七時に、大サイレン吹鳴と警鐘点打を実施しますのでご注意ください。
(消防本部)

春季消防演習

春の消防演習を次のとおり実施いたしますので、町民各位のご協力をお願いします。

- ・期日 四月三日(日曜日)
- ・場所 升瀧小学校
- ・時間 午前七時三十分警鐘点打 十時五十分頃ポンプ車は、町営野球場駐車場付近で一斉放水を行います。

サラリーマンと税金

四月には、各職場に社会人一年生が登場して、初めての給料を手にします。
ところで、サラリーマンの給料やボーナスは給与所得として、所得税がかかりますが、毎月の給料などの支払いを受けるときに、給与所得控除(サラリーマンの必要経費的なもの)や配偶者控除、扶養控除、基礎控除などを繰り込んで作られている「給与所得の源泉徴収税額表」によって求められた所得税額が、源泉徴収されることになっています。



与所得控除(サラリーマンの必要経費的なもの)や配偶者控除、扶養控除、基礎控除などを繰り込んで作られている「給与所得の源泉徴収税額表」によって求められた所得税額が、源泉徴収されることになっています。
しかし、毎月の給料などから源泉徴収された所得税の一年間の合計額と、一年間の給与総額に対する正規の税額(年税額)とは必ずしも一致しません。
このため、その年最後に給与の支払いを受けるときに、所得税の過不足額の精算が行われます。これを年末調整といい、一般のサラリーマンはその年の納税が完了することになります。
くわしくは、最寄りの税務署・税務相談室へおたずねください。

確定申告を忘れていたときは



すっかり忘れて、確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか。
確定申告をしなければならぬ人が、申告書の提出を忘れていたときは、すぐに確定申告をしてください。
申告期限を過ぎてからの確定申告を、「期限後申告」といって、税務署から決定を受けるまではいつでもできますが、早く申告する方が有利です。税務署の調査を受けた後で期限後申告をしたり、決定を受けたりすると、一〇パーセントの無申告加算税がかかりますが、調査を受ける前に、自主的に期限後申告をしたときの無申告加算税は五パーセントになります。
くわしくは、最寄りの税務署・税務相談室へおたずねください。



▲今年の確定申告風景

昭和五十九年三月十五日までとなり。詳しくは最寄りの税務署、税務相談室へおたずねください。

確定申告が間違っていたときは

昭和五十七年分所得税確定申告の期限内の受付は、三月十五日で終わりました。

ところで、計算違いなどで誤った確定申告をしたり、確定申告書の提出を忘れていた人はいませんか。もう一度確認してください。

確定申告をした後で、申告した税金が少なかつたことに気付いたときは、正しい金額にするために

「修正申告」をしてください。
この修正申告は、税務署から更正を受けるまでいつでもできますが、なるべく早く申告する方が有利です。税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、更正を受けたりすると、五パーセントの過少申告加算税がかかりますが、調査を受ける前に自主的に修正申告をしたときは、過少申告加算税はかかりません。

家庭奉仕員派遣制度がかわります

家庭奉仕員派遣制度は、在宅のねたきり老人、一人暮らし老人(六十五歳以上)等で身体上の障害があり、日常生活を営むのに支障のある低所得世帯で介護人が得られない場合、その世帯からの申請に基づいて家庭奉仕員を派遣し、日常生活の世話を行ってきましたが、今後の高齢化に対応し、又ねたきり老人等在宅福祉サービスの充実をはかるため、四月一日からこの制度が次のようにかわります。

| 利用世帯の階層区分 | 利用者負担額(1時間当り) |
|------------------------------|---------------|
| 派遣世帯が生活保護法による保護を受けている世帯であるとき | 無料 |
| 生計中心者の前年所得税非課税世帯 | 無料 |
| 生計中心者の前年所得税年額が3万円未満の世帯 | 290円 |
| 生計中心者の前年所得税年額が3万円以上の世帯 | 580円 |

家庭奉仕員派遣手数料表
次に掲げるもののうち、必要と認められるものです。
① 家事、介護に関すること。
ア 食事の世話
イ 入浴介助(ポータブル浴槽での入浴等)
ウ 衣類の洗濯、補修
エ 住居等の掃除、整理整頓
オ 身のまわりの世話
カ 医療機関等通院介助(町内)
キ その他必要な家事、介護
ク 相談、助言に関すること。
② 生活、身上に関する相談、助言
③ 派遣申請手続きは
家庭奉仕員の派遣を受けようとする世帯は、所定事項を記載のうえ、派遣申請の手続きを役場福祉係にしてください。

※ 申請用紙は住民課福祉係に備えてあります。その他くわしいことについては、係又は、地域民生委員におたずねしてください。

重度心身障害者医療費の助成制度をご存知ですか

重度心身障害者医療費助成制度は国民健康保険加入の被保険者又は社会保険各法による被扶養者であつて、六十五歳前において次の要件の一に該当するものに医療費を全額助成するものです。
○ 助成対象者
① 重度の精神薄弱と重度の肢体不自由が重複しているもの
(重症心身障害者)
② 療育手帳の交付を受け、その障害の程度が「A」と判定されているもの(重度精神薄弱者)
③ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の等級が一級又は二級の障害者であつて、日常生活における基本的な動作(食事、排便、入浴、起床等)が困難で他の介助を必要とする状態であり、かつ、その状態が継続すると認められるもの(重度身体障害者)
○ 助成の申請手続き
医療費助成の申請手続きは所定

二、家庭奉仕員の主な業務内容は
次に掲げるもののうち、必要と認められるものです。
① 家事、介護に関すること。
ア 食事の世話
イ 入浴介助(ポータブル浴槽での入浴等)
ウ 衣類の洗濯、補修
エ 住居等の掃除、整理整頓
オ 身のまわりの世話
カ 医療機関等通院介助(町内)
キ その他必要な家事、介護
ク 相談、助言に関すること。
② 生活、身上に関する相談、助言
③ 派遣申請手続きは
家庭奉仕員の派遣を受けようとする世帯は、所定事項を記載のうえ、派遣申請の手続きを役場福祉係にしてください。

重度心身障害者医療費の助成制度をご存知ですか
重度心身障害者医療費助成制度は国民健康保険加入の被保険者又は社会保険各法による被扶養者であつて、六十五歳前において次の要件の一に該当するものに医療費を全額助成するものです。
○ 助成対象者
① 重度の精神薄弱と重度の肢体不自由が重複しているもの
(重症心身障害者)
② 療育手帳の交付を受け、その障害の程度が「A」と判定されているもの(重度精神薄弱者)
③ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の等級が一級又は二級の障害者であつて、日常生活における基本的な動作(食事、排便、入浴、起床等)が困難で他の介助を必要とする状態であり、かつ、その状態が継続すると認められるもの(重度身体障害者)
○ 助成の申請手続き
医療費助成の申請手続きは所定

の用紙で必要事項記載のうえ住民課福祉係に提出してください。用紙類は係に備えてあります。なお申請の際は、家族の方又は事情のわかる方で身体障害者手帳又は、療養手帳を持参してください。

○ 受給者証の有効期間等
受給者証の有効期間は、原則として対象者からの申請書を受領した日の属する月の初日から毎年六月三十日までで、六月中に交付者の調査確認を行い、受給者証の更新を行います。

※ くわしいことについては、役場福祉係におたずねください。

四月一日から妊産婦及び乳児の医療費助成制度が変更になります。妊産婦は廃止、乳児は継続

従来妊産婦及び乳児の医療費について自己負担額を補助し、最終的には無料になるという制度でしたが、これが四月一日から改められて妊産婦は廃止され、乳児は一部負担金を徴収し継続されることとなりました。

○ 妊産婦について
妊娠したとき医師の証明を添えて町へ申請すると翌月の初日から出生した日の翌月の末日まで医療費補助が受けられ、最終的には医療費が無料となっておりますが、これが四月一日から改められて廃止されることになりました。

善意を

ありがとう

見帯の中村一義さんから、父義家さんが亡くなられた際の香典返しとして、五万円の寄付の申し出をいただきました。

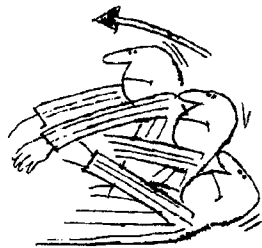
この寄付金は、社会福祉協議会で基金として積み立て有効に活用させていただきます。

まことにありがとうございます。

西川町社会福祉協議会

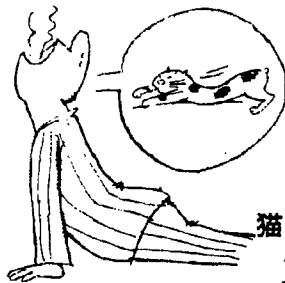
簡単にできる体操

＝一日一回
体操をしましょう＝
朝、目をさましたときに



カール起き

首から肩、胸、腹、腰と順に、前にまき込むように上体を起こす。ゆっくり徐々に起きましよう。足に布団をかけておきます。



猫のあくび

うつぶせにねて、両手をついて身体を反らし、あくび。(首を上向きに)

国民年金保険料が四月から毎月納付に変わります

国民年金保険料が四月から一月五千八百三十円に引き上げられるのに伴い、従来の二ヶ月納付から毎月納付に変わります。

これは、加入者のみなさんが少しでも保険料を納めやすいようにと変更するものです。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

なお、納期も次の表のように変わります。

住民課住民係

国民年金保険料の納付月 (昭和58年4月から変更)

| 納付月 | 期 別 | |
|-----|------------|---------|
| | 変更前 | 変更後 |
| 4月 | 1期(4,5月) | 1期(4月) |
| 5月 | | 2期(5月) |
| 6月 | 2期(6,7月) | 3期(6月) |
| 7月 | | 4期(7月) |
| 8月 | 3期(8,9月) | 5期(8月) |
| 9月 | | 6期(9月) |
| 10月 | 4期(10,11月) | 7期(10月) |
| 11月 | | 8期(11月) |
| 12月 | 5期(12,1月) | 9期(12月) |
| 1月 | | 10期(1月) |
| 2月 | 6期(2,3月) | 11期(2月) |
| 3月 | | 12期(3月) |

保険料が四月から五千八百三十円に!!

国民年金の加入者のみなさん!! この四月から定額保険料が、いままでの一月五千二百二十円から五千八百三十円に改められます。

「また上がるのか...!」と思われるでしょうが、これは将来の年金額の充実や受給者数の増加による給付費の増大などを考慮したうえで必要な措置なのです。

現在、制度の財政は、受給者のみなさんがこれまでに納めてきた保険料と、現在働いて若く世代の人たちが負担する保険料とによってまかなわれていますが、ご承知のようにわが国は、年を追うごとに老人が増えていく傾向にあります。これは、加入者に比べて受給者

が増えていき、それに伴って給付費もどんどん増えていくことを意味しています。このため、これからも円滑に年金が支払われるためには給付費の確保と引き上げが不可欠な要件となってきます。

しかし、給付費が不足だからといって受給者本位で保険料額を引き上げた場合、加入者みなさんにも以上で以上の負担増を強いられることになり、ひいては「年金制度自体の崩壊」をも招くことにもなりかねません。

そこで、国では昭和五十五年に行われた財政再計算により、昭和五十六年度の保険料額を四、五〇

加入者のみなさん
ご理解とご協力を
お願い申し上げます!!

加入者のみなさん!! ご理解とご協力を
お願い申し上げます!!

六十歳になる人(大正十二年三月二日～大正十二年四月一日生まれ)は、保険料を納め終わりました。

老齢年金は、原則として六十五歳から請求することになりますが、六十歳以上で希望すれば年齢を繰り上げて請求できます。この場合

ねんきん

3月中旬.....

六十歳になる人(大正十二年三月二日～大正十二年四月一日生まれ)は、保険料を納め終わりました。

老齢年金は、原則として六十五歳から請求することになりますが、六十歳以上で希望すれば年齢を繰り上げて請求できます。この場合

**進学や就職をされる方にお祝いの
お便りを!!**

進学・就職のシーズンが間近に迫りました。みなさんのまわりにも、進学や就職される方がおられることと思います。

希望を胸に新しいスタートを切ろうとする友人、知人や後輩にお祝いや激励のお便りを出しましょう。

あなたのお便りが、新しいスタートを切る人にとって、きつと大きな励みになることでしょう。

また、進学や就職で初めて家庭を離れた方は、故郷のご家族みんなが心配しています。一日も早く元気な近況を知らせましょう。

**四月一日から
戸籍手数料が
変わります**

戸籍法の規定によって納める戸籍簿本、抄本などの交付手数料が四月一日から次のように変わります。

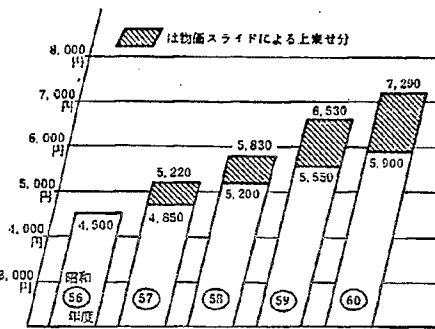
手数料の変更は、五十一年五月以来の七年ぶりとなります。

今回の変更は、最近における物価の増大等の事情を考慮されたものです。

戸籍手数料表

| 種類 | 変更後 | | 変更前 | |
|------------------|------|----|------|----|
| | 金額 | 種類 | 金額 | 種類 |
| ○戸籍簿本・抄本 | 三〇〇円 | 同上 | 二〇〇円 | 同上 |
| ○除籍簿本・抄本 | 三〇〇円 | 同上 | 二〇〇円 | 同上 |
| ○戸籍記載事項証明 | 五〇〇円 | 同上 | 三〇〇円 | 同上 |
| ○除籍記載事項証明 | 二〇〇円 | 同上 | 一〇〇円 | 同上 |
| ○除籍記載事項証明(一通につき) | 二〇〇円 | 同上 | 一〇〇円 | 同上 |
| ○戸籍記載事項証明(一通につき) | 二〇〇円 | 同上 | 一〇〇円 | 同上 |
| ○除籍記載事項証明(一通につき) | 二〇〇円 | 同上 | 一〇〇円 | 同上 |
| ○除籍記載事項証明(一通につき) | 二〇〇円 | 同上 | 一〇〇円 | 同上 |

住民課住民係



※ 昭和56年度の保険料を4,500円とし、以後毎年350円ずつ引き上げ、年金額に物価スライドが導入された場合、保険料にそのスライド率をかけた額になります。(58年度以後、毎年5%の物価スライドがあったと仮定)

住所が変わったら 十四日以内に手続きを

進学や就職、そして転勤などで住所が変わったら十四日以内に手続きをしてください。

皆さんの届け出により住民基本台帳(住民票)が作成され、これに基いて選挙人名簿の登録・国民健康保険・国民年金・税関係・衛生業務・就学など各種行政の事務処理を行っております。

○転入届

他の市町村からこの町に住所を移されたときは、次の書類を持って

- ① 前住所地の市町村から交付を受けた転出証明書
- ② 印鑑(ミトメ)
- ③ 国民健康保険証(国民健康保険に加入している世帯に加入される方)
- ④ 国民年金手帳(国民年金に加入している方)

○転出届

この町から他の市町村へ住所を移されるときは、次の書類を持って、あらかじめ転出先の住所及び転出予定年月日を役場へ届け出て転出証明書の交付を受けてください。

- ① 印鑑(ミトメ)
 - ② 国民健康保険証(国民健康保険に加入している方)
 - ③ 国民年金手帳(国民年金に加入している方)
 - ④ 印鑑登録証(印鑑登録されている方)
- 転居届
町内間で住所を移されたときは次の書類を持って転居届の手続きをしてください。
- ① 印鑑(ミトメ)
 - ② 国民健康保険証(国民健康保険に加入している方)
 - ③ 国民年金手帳(国民年金に加入している方)

している方)
○世帯変更届
世帯主が変わったり、世帯の構成が変わったりしたときは、次の書類を持って世帯変更届の手続きをしてください。

- ① 印鑑(ミトメ)
 - ② 国民健康保険証(国民健康保険に加入している方)
- 会社や工場などに勤めたとき
会社や工場などに勤め社会保険および厚生年金などに加入したときは、次の書類を持って早めに手続きをしてください。
- ① 印鑑(ミトメ)
 - ② 社会保険証
 - ③ 国民健康保険証
 - ④ 年金手帳
- 会社や工場などをやめたとき
会社や工場などをやめたときは、次の書類を持って早めに手続きをしてください。
- ① 印鑑(ミトメ)
 - ② 離職証明書(前の勤め先から交付を受けたもの)
 - ③ 年金手帳
- ※住所が変わっても届け出をしないと、役場からのお知らせや連絡がとれないことがあります。早めに手続きをしましょう。

転居届は 郵便局にも

三月から四月にかけては、就職進学・転勤などで住所が変わられる方が多い時期です。

転居されるときは、郵便局にも転居届を出してください。郵便局へ転居届を出されると、旧住所と新住所のそれぞれの配達を受け持つ郵便局で配達名簿を修正し、向こう一年間、旧住所あての郵便物を新住所へ転送します。

転居届の用紙は、郵便局のほか市町村役場の窓口にも備えてあります。また、普通のはがきを使用していたとしても結構です。

届出内容は、新住所・旧住所・転居者の氏名⑧・世帯の全部か一部かの区別及び転送開始希望年月日などです。

ただし、郵便物の転送には時間がかかるほか、書留郵便物や小包郵便物には転送料が必要になりますので、友人や知人の方などへはお早めに新しい住所をお知らせください。

忘れずに 受けよう =犬の登録と 予防注射=

昭和五十八年度の犬の登録と春の狂犬病予防注射を、次のとおり実施します。
あなたの愛犬も、近くの会場で必ず受けてください。

○ 犬の登録と予防注射実施日程
四月七日(木)

| 会場 | 時 間 |
|-------|-----------------|
| 貝柄事務所 | 午前九時三十分から十時 |
| 升湯保育園 | 午前十時十分から十時四十分まで |
| 農協 | 午前十一時から十二時まで |
| 西川町役場 | 午後一時から三時まで |

- 持参するもの
- ・ 印鑑
- ・ 愛犬手帳
- ・ 料金 三千七百十円
- 登録手数料 二百円
- 注射料 千二百五十円
- 注射済票 三百六十円

- 犬が病氣や妊娠などで当日注射を受けられない場合は、後日必ず最寄りの獣医師から受けてください。
- 犬を飼うには、次のまわりを守りましょう。
 - ・ 生後三カ月以上の犬は、毎年一回登録を受けなければなりません。
 - ・ 生後三カ月以上の犬は、春秋(六カ月ごと)の二回狂犬病予防注射を受けなければなりません。
 - ・ 犬の鑑札と注射済票は、いっしょに犬の首輪につけることになっています。
 - ・ ⑤のラベルは、門、玄関など来訪する人の目につきやすい所にはってください。
- 最近犬の放し飼いや苦情が多くなっています。咬傷事故などが起きないように、シッカリつないで飼いましょう。
 - ・ まわりの人に迷惑のかかるような飼いはやめましょう。
 - ・ 犬の散歩のときにさせたいふんは、自分で始末してください。
 - ・ 飼養できなくなり、不用になつた犬は引き取りますので、役場保健衛生課に相談してください。ただし、注射会場では、不用犬の引き取りを行いません。
 - ・ 犬も家族の一員です。愛情をもって飼いましょう。



町営野球場 西川中学校 ナイター 施設の利用 について

四月一日(金)から町営野球場と西川中学校ナイター施設が利用できます。

野球連盟・ソフトボール連盟に所属していないチームで利用を希望する団体は公民館に登録してください。

なお、野球愛好者団体で五十七年度に登録済みのチームは再登録の必要はありません。

第七回 町民バドミントン 大会開催

春の町民バドミントン大会を、次のとおり開催しますので奮ってご参加ください。

日時 四月十日(日)
午前八時三十分開始
会場 西川竹園高校第一体育館



このテニスコートは町民の方ならどなたも利用できますが、テニスコートを大切に使用していただくため利用登録による申込み許可制になっています。

テニスコートをはじめて利用される方は公民館に来て登録手続きをし「町営テニスコート利用者登録カード」の交付を受けて下さい。既に登録をしている方は、登録カードを提示して許可ワッペンをもらって、それを胸につけてコートを利用してください。

なお、テニスコートの利用方法等についてはお問い合わせは西川町公民館(電話二三三四番)にお願いします。

主 催 西川町公民館
主 管 西川町体育協会
主 持 西川町バドミントンクラブ

表 彰 入賞チームに賞状とたてを贈る。
参加料 一チーム 千円
(参加申込み)
所定の申込書により、参加料を添えて、西川町公民館に四月四日(月)までに申し込んでください。
(練習日)
毎週 火曜日と木曜日午後七時から竹園高校第二体育館で練習ができます。運動のできる服装でバドミントンラケットと羽根と屋内運動靴を持っておいでください。
(照会先)
西川町公民館
電話 二三三四番

種 目 団体戦
試合方法 クラス別による予選リーグと決勝トーナメントとする(参加チーム数により変更もありま
す。)
チーム編成 一チーム五名以上とし、男女の別は問わない。
参加資格 西川町民又は西川町に通勤通学をしている者

町民親善 レクリエーション 大会は 六月五日(日)

第十三回町民親善レクリエーション大会の打ち合わせ会を、三月十日公民館で行いました。今回の打ち合わせ会では、大会の競技内容について説明があり、町内部署の代表の方々と熱心な話し合いを行って、今年の大会は次のように実施されることになりました。

記

日時 六月五日(雨天の場合は十二日)
場所 西川中学校グラウンド
選手名簿提出期日 四月二十日までに公民館へ
※今年も全町内部署の参加をお願いいたします。

子供 ソフトボール教室

日時 四月三日から毎週日曜祭日 午前六時
場所 竹園高校グラウンド
会費 年額五百円(スポーツ傷害保険その他)
服装等 運動着、運動靴、野球のグローブ持参
対象 小学生四年生以上の男女

申し込み 八番町 佐藤昭吾 (二〇四〇番)
一番町 渡辺信夫 (二三四一番)
なお、四月二十九日(祝日)以降の申し込みの方は傷害保険が掛けられないことありますので早目にお申し込みください。

走ろう お早う サイクリング 4月3日(日)から 再開

爽やかな朝風を切って、健康づくり、体力づくりにお早うサイクリングを。
皆さんの参加をお待ちしています。

記

日時 毎週日曜日 午前六時から七時頃まで
集合場所 福祉会館(六時出発)コース 当日参加者の希望
対象者 小学校六年生以上
なお詳しくは次のお店にお問い合わせください。
(サイクリング相談の店)
こばやし輪店(八番町) 電話二二五七番
はやかわ輪店(四番町) 電話二二二五番

空手道会 会員を募集

西川町空手道会の会員を、次のとおり募集します。

記

募集対象者 小学生二年生以上、中学生・高校生・一般人
練習日 火曜日・木曜日・金曜日
練習場所 西川中学校体育館
と時間 午後七時三十分から午後九時まで
会費 月額五百円
入会金 千円
※申し込み希望の方は、練習日に直接会場に行ってお申し込みください。(高橋・内藤・小川まで)
※小学生の場合は、父兄の送迎のできる者に限ります。

剣士会 会員募集

○申込場所
けいこ日(毎週水曜日の夜七時から八時半まで)に会場(西川中学校体育館)へおいでください。
○会費
年額五百円(申込時に納入する。)

相撲部員募集

昭和五十八年の土俵開きを左記により行いますので皆さんお出かけください。又、新部員も募集しておりますので奮ってご応募ください。
記
(土俵開き)
日時 四月四日(月)午後七時
場所 曾根神社 土俵
(部員募集)
対象者 小学生五年生以上、中学生・高校生・一般人
申し込み 四月四日午後七時から毎日曾根神社の土俵で稽古を行っていますので直接申し込んでください。
相撲部 内藤・多賀

婦人バレーボール 部員募集

毎週土曜日午後七時～九時まで曾根小学校体育館において練習をやっていますので多数参加をお願いします。
申込先は西川町公民館へ。

健康 なんでも 相談日の 開設のお知らせ



本格的な高齢化社会を迎え「疾病の予防や健康の保持増進のための相談、指導が容易に受けられること」について強い要望が寄せられており、その要望にこたえるために、「健康」なんでも相談日を次の通り開設することになりました。
(個人の秘密は厳守します。)

一、とき 毎週土曜日(土曜日が祝祭日の場合は休みます)
午前九時～十二時まで
(四月の相談日は、二日、九日、

議会情報

| 月日 | 事項 |
|----|--|
| 三月 | 県立西川竹園高等学校卒業生 業証書授与式・同校体育館(議長出席) |
| 八日 | 議会用務・新潟市(議長出席) |
| 九日 | 議会運営委員会(込山、高橋俊、海藤・本間(寅)・二村・遠藤各議員・議長出席) |

プラネタリウム 放映のお知らせ

四月十日 お休み
※日曜日が放映日に当たるときは、休みになります。
(西川町公民館)

はみがきの絵で 全国最優秀賞 曾根小学校2年 高井 真由美

虫歯をなくし、よい歯を作る運動のひとつとして、日本学校歯科医会から毎年絵とポスターの募集があります。6月に県下の各郡市の学校から、学年1点ずつの作品が集められて郡代表を決め、次に県代表を決めるしくみになっています。曾根小学校2年生の高井真由美さんの絵が、今年度の図画の部で郡の代表となりました。次いで全国の審査で最優秀賞として表彰されました。



真由美さんは、自分で鏡の前に立って、一生懸命歯をみがく動作をやりながら絵を書いたので、とても力強く堂々とした作品になりました。

不安や不快なとき、思い出し、たように間をおいて泣くことがあります。体に何かできていないか、虫にさかれてはいないか、赤ちゃんをはだかにして見てください。頭の毛の中もよく手でさわって見て異常がないか確かめてみましょう。なにかに驚いて不安がっているようなら、両手を軽くぎぎぎぎぎぎるか、だっこをしてみましよう。



十六日、二十三日、三十日です。
二、ところ 役場町民相談室
三、相談員 役場保健婦
四、相談内容
▼赤ちゃんの育児相談、赤ちゃんの発育の生理、赤ちゃんの病気を早く発見する法、赤ちゃんの病気に応急手当、乳をのまない、離乳食をたべない、やせ、太りすぎ、夜泣きなど。
▼幼児期の健康づくり。幼児の病気に、大切な友達遊び、すすめたい遊具、おもちゃ。
▼婦人の健康づくり。体がだるい頭痛、眼ががすむ、肩こり、冷え、手足のしびれ、胃が重い、腰痛など。

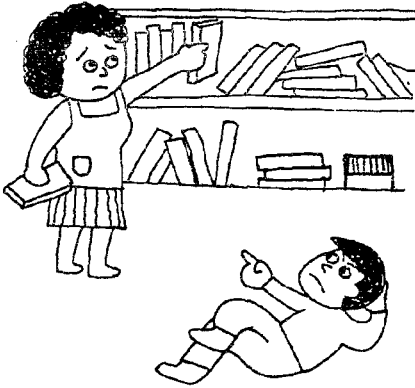
▼成人期の健康づくり。高血圧、脳動脈硬化症、心臓病、糖尿病、神経痛、リウマチ、脳卒中、がんなどの予防と日常生活。
▼お年寄りの健康づくり。自分でできる老化度テスト、老化を防止するための生活、お年寄りの病気の待長、ボケの予防、お年寄りの看護の方法など。
▼栄養に関する相談。その他。
おいでになれない方のために、電話相談にも応じています。ご遠慮なくご利用ください。
(代)三二二番 内線二八番
(町民相談室)保健衛生課

育児一口メモ
赤ちゃんの要求
赤ちゃんをじょうずに育てるには「赤ちゃんが何を要求しているか」、を知ることが大切です。愛されたい、愛されたい、認められたいという気持ちは赤ちゃんにもあります。あまやかさない程度に抱いたりあやしんだりしてあげるととても喜びます。
外気や日光にふれたい、赤ちゃんは太陽や外の空気が大好きです。

健康のためにも日光浴や散歩をすすんであげましょう。
手足を自由に動かしたい、赤ちゃんは活動をしたがっています。衣服を選ぶときも活動をしやすいものを選んであげましょう。
▼泣き方を見分ける目安!!
空腹のとき、激しく泣いていたらかと思つたらだんだんおだやかになり、また激しく、またおだやかに泣くのくり返します。おだやかになったあと、口にふれるものはなんでも吸います。そしてまた大きな声で泣いています。
眠いとき、目をふとんのえりやお母さんの服などにこすりつけながらクスクスンといった程度の泣き方をします。
痛いとき、激しい泣き方です。お乳をのませても泣きやみません。お腹の痛いときは、よく両足をらぢめて泣きます。
不安や不快なとき、思い出し、たように間をおいて泣くことがあります。体に何かできていないか、虫にさかれてはいないか、赤ちゃんをはだかにして見てください。頭の毛の中もよく手でさわって見て異常がないか確かめてみましょう。なにかに驚いて不安がっているようなら、両手を軽くぎぎぎぎぎぎるか、だっこをしてみましよう。

子供を悪くしやすい親の態度

◇子供にできることを親がしてしまい
家庭での役割を与えない



(西川町青少年育成町民会議)

停電のお知らせ

| 月 日 | 停電時間 | 部落名 |
|---------|------------------------|-----|
| 4月6日(水) | 午前9時00分から 午後4時00分まで | 新川 |

早川 鶴巻 氏名
淳 優多 生年月日
多 多 保護者
弘 健 部落
川 新栄町
崎



おめでた

町民のうごき

大滝ハツエ 氏名
八百板マツノ 年齢
81% 精一郎 部落
% 彰 第三区



おめでとう

八百板 幸田 田辺
拓 知華 宏美
% 住雄 勇治
功 三雄 三角
新栄町 第一区 野

| 外 科 | 3・4月の救急当番医 | 内 科 |
|--------------|------------|------------|
| % 卷町 町立巻病院 | % 卷町 大越医院 | % 西川町 新部医院 |
| % 吉田町 県立吉田病院 | % 卷町 西川医院 | % 卷町 長沼医院 |
| % 卷町 竹前医院 | % 卷町 本田医院 | % 西川町 遠藤医院 |
| % 吉田町 県立吉田病院 | | |
| % 吉田町 伊藤医院 | | |
| % 卷町 町立巻病院 | | |

3・4月の衛生行事

| 月日(祝) | 種 目 | 対 象 | 場 所 | 時 間 | 備 考 |
|---------|--------------------|-----------------------------------|-------|-----------------------------|--------------------------------|
| 25日 | 乳児産婦健康相談 | ①S58年1月生まれと母親 ②前回未受診者 | 福祉会館 | 午前9:00 11:00 | 母子手帳、通知ハガキ持参 |
| (金) | 乳児検診 | ①S57年4月、5月、10月、11月生まれ ②前回未受診者 | 〃 | 午後1:00 2:00 | 〃 |
| 4月1日(土) | 三種混合予防接種 第1期2回目 | ①S55年7月1日~S56年6月30日生まれ ②前回未受診者 | 〃 | 受付時間 午後1:00~2:10 | 通知ハガキ(問診票) 母子手帳持参 |
| 2日(土) | 健康、なんでも相談 | 一般町民 | 役場相談室 | 午前9:00 12:00 | |
| 3日(日) | 昭和58年度保健委員総会並びに研修会 | ①昭和58年度保健委員 ②過去保健委員経験者 | 福祉会館 | 午前9:00 午後3:30 | |
| 6日(水) | ポリオ生ワクチン投与 | ①S57.1.1~S57.12.31 ②前回未完了者 | 〃 | 受付時間 午後1:00~2:10 | 投与前30分位は飲食させないでください。問診票、母子手帳持参 |
| 8日(金) | 婦人検診 | 全町希望者 | 〃 | 午前9:30~10:30 午後1:00~2:00 | |
| 9日(土) | 健康、なんでも相談 | 一般町民 | 役場相談室 | 午前9:00 12:00 | |
| 11日(月) | 胃部検診 | 全町希望者 | 福祉会館 | 受付時間 午前7:30~10:00 | |
| 12日(火) | 胃部検診 | 全町希望者 | 升潟農協 | 受付時間 午前7:30~10:00 | |
| 13日(水) | 胃部検診 | 全町希望者 | 福祉会館 | 受付時間 午前7:30~10:00 | |
| 14日(木) | 胃部検診 | 全町希望者 | 〃 | 受付時間 午前7:30~10:00 | |
| 16日(土) | 健康、なんでも相談 | 一般町民 | 役場相談室 | 午前9:00 12:00 | |
| 17日(日) | 献 血 | 16歳~64歳の希望者 | 役場 | 午前9:30 午後3:00 | 1時間の昼休みがあります |